

4 監 第 1 3 6 号
令和5年2月28日

福島市議会議長 真田 広志 様
福島市長 木幡 浩 様
福島市教育委員会教育長 佐藤 秀美 様

福島市監査委員 佐藤 博美
同 遠藤 和男
同 小野 京子
同 大平 洋人

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

渡利支所、土湯温泉町支所、松川支所、飯野支所

2 対象期間

令和4年4月から令和4年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「収入事務」については、提出を求めた資料により、重要リスクの把握及び固有リスクの評価を行い実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から1施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該支所

2 日程

令和4年10月12日から令和5年2月27日まで
(うち施設実査 令和4年11月7日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

三河台学習センター、渡利学習センター、松川学習センター、
飯野学習センター

2 対象期間

令和4年4月から令和4年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「収入事務」については、提出を求めた資料により、重要リスクの把握及び固有リスクの評価を行い実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から1施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該学習センター

2 日程

令和4年10月12日から令和5年2月27日まで
(うち施設実査 令和4年11月7日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

ただし、以下の内容については、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

収入事務関係

・調定・徴収事務関係

雑入（学習センター印刷代）において、算定に誤りがあるものがあった。
(渡利学習センター)

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

蓬萊小学校、蓬萊東小学校、立子山小学校、松川小学校、水原小学校、
金谷川小学校、下川崎小学校、鳥川小学校、大森小学校、平田小学校、
平石小学校、飯野小学校
蓬萊中学校、松陵中学校、信夫中学校、飯野中学校

2 対象期間

令和4年4月から令和4年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「収入事務」については、提出を求めた資料により、重要リスクの把握及び固有リスクの評価を行い実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から6施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該学校

2 日程

令和4年10月3日から令和5年2月27日まで
(うち施設実査 令和4年11月8日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

まつかわ幼稚園
平野保育所、東浜保育所、飯野あおぞら保育所
ひらの認定こども園、いいの認定こども園

2 対象期間

令和4年4月から令和4年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「収入事務」については、提出を求めた資料により、重要リスクの把握及び固有リスクの評価を行い実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から2施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該幼稚園・保育所等

2 日程

令和4年10月3日から令和5年2月27日まで
(うち施設実査 令和4年11月7日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。